

飛驒法人会だより

No.197
2014

平成26年4月20日 第197号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

春

目次



- 飛驒の方言、加賀の方言……高山税務署長 井家 益光 …………… 2～ 3
- 税務署からのお知らせ …………… 4～11
 - 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました
 - 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充等
 - 収入印紙の交換と印紙税の還付について ● 住宅税制 ● 消費税法改正等のお知らせ
- 休憩室……どっぷり、アート・トイの世界 …………… 12～13
- 事業所訪問……株式会社 高橋商店 …………… 14～15
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース) …………… 16～17
- 県下法人会運営研究会 …………… 18
- 東海法人会連合会大会 …………… 19
- 青年部会・女性部会だより…………… 20～21
- 読者の窓 …………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— 花の森・四十八滝山野草花園の九輪草 — 高山市国府町宇津江



飛驒の方言、加賀の方言

高山税務署長 井家 益光

昨年7月に高山税務署に赴任しましてから早9ヶ月が過ぎようとしています。

初めての高山での仕事でしたが、飛驒法人会の皆様をはじめ、この飛驒で出会う方々に温かく接していただき感謝しています。

また、飛驒の人々だけでなく、飛驒の風景もすばらしく、四季折々の山々や街並みが見事なまでに変化し、四季という区切りよりもっと短い期間で風景や色彩の移ろいがあります。

私は、出勤の際に毎日40分程度ウォーキングしていきまして、その短い距離でも目に入る風景や色彩に移ろいを感じられ、十分に楽しませていただいています。

春が過ぎて、山々が緑に深く色付きながら暖かくなると、私が高山税務署に赴任した時の情景に戻って1年が経過することになります。

これからまだまだ、日々の風景・色彩の移ろいを感じることができ、楽しみにしています。

私のウォーキングルートの一つに城山公園を通るルートがあります。天気の良い日に城山公園からは白山の頂上が見えます。

私の故郷である石川県小松市から見える白山とは逆の姿ではありますが、白山を見ると自分の故郷を思い出し、そこには老いた両親がいますので何か温かい気持ちになります。

飛驒は、私が住んでいる愛知県より距離的にも故郷に近く、城山公園から白山が見えることから近いということですが、そのこと以外でも故郷に近いと感じる時があります。

それは、方言です。飛驒の方言ですので飛驒弁ということになります。私の故郷の方言は、加賀地方ですので加賀弁としておきますが、この飛驒弁と加賀弁と共通する言葉があるのです。

気が付いたきっかけは飛驒弁の「雪またじ」という言葉です。この「雪またじ」という言葉は、加賀弁にはありません。当初は「雪またじ」は「雪かき」の意味だと理解していました。

しかし、ある時、高山出身の高山署の職員に「川が近いと雪またじが楽ですね。」と言われました。雪かきして集めた雪を近くの川に捨てて片づけることができるので楽だということなのです。

ということは、「雪をまたじする」ということは、「雪かきする」というより雪を片づけるという意味合いの方が強いということに気が付いたのです。

加賀弁で「片づける」ことを「またいする」と言います。私が子供の頃、部屋を散らかしていると「部屋をまたいしとけや」と母親に言われていました。「部屋を片付けなさい」ということですので「またじ」が「またい」になっているのですが同じ意味です。

語源は古語の京言葉の「まったし(完全ににする)」から来ているという説もあるようです。

他にも私が気が付いた飛驒と加賀の同じ方言を少し紹介したいと思います。まずは……

●「おく。おいた。おけ。」

これは、「止める。止めた。止めよ。」という意味です。加賀弁では「もう 草むしり おいた ぞ。」という「もう草取り止めたよ。」という意味で、「草取り」の事を「草むしり」と言い、言葉の最後には「ぞ」とか「ざれ」を付けて「～です」という意味である点は飛驒弁とは異なっていますが、「おいた」は一致しています。

語源は、仕事を止める時に使っていた道具とかを「置く」のでこの意味になったようです。

●「あてがいな」

これは、「いい加減な、適当な」という意味ですが、加賀弁では「あてがいな こと 言うてる ざれ。」という「いい加減な事適当に言うてるなあ」という意味になります。

語源は「あてがいぶち」でして、雇い主が自分の判断で決めていた雇人への手当のことで、それがいい加減であったことからのようです。

私は小さい頃は、(今でもそうですが)「あてがいな性格」でした。

●「かざ」

これは「臭い」のことです。加賀弁では「その豆腐の かざ かいて みい」という「その豆腐の臭いを嗅いでみなさい。」という意味になります。

語源はやはり空気を意味する「風」だと思えます。

●「けなるい」

これは「うらやましい」という意味です。加賀弁で「いいものもろて けなるい ざれ。」という「良いものを貰って羨ましいです。」という意味になります。

語源は古語の「けなり(異なり)」で「変わっている」、「優れている」の意味からきているようです。

●「だしかん」

これは「駄目」という意味で、加賀では「だちかん」と言います。「そんなことしたら だちかん がいや」と言う「そんなことしたら駄目だぞ」となり、語尾の「がいや」は前述の「ざれ」と同じで「～だよ」という意味になります。

語源は「埒(らち)が明かん」からきているようです。

●「かわいい」

これは「可哀そう」の意味で、加賀では「雨に濡れて かわいや んなあ」と言う「雨に濡れて可哀そうだねえ」となります。語尾の「んなあ」は「～だねえ」と相手に同意を求める感じで使います。

語源は「かわいそう」が変化したものだと思います。

●「よさり」

これは「夜になった頃」のことで、加賀では「よさり 盆踊り やざ」と言う「今夜 盆踊り(輪踊り)があるよ」ということになります。語尾の「やざ」は「～やぞ」ということで「～だよ」という意味になります。

まだまだ、あるようですが、最後に……

●「さんによ」

これは、計算するという意味で加賀では「どっちが得か よ～ さんによ せいや」と言う「どちらが得かよく計算しなさい。」「計算」というのは実際の電卓等での「計算」だけでなく「考慮する」も含まれます。

語源は京言葉の「さんよう(算用)」からきているようです。何をするにもよく「さんによ」することが大切です。

これらの方言の語源等につきましては、私の考えですので、誤っていてもご容赦いただきたいと思えます。

私は、自分の故郷から近い飛騨に来まして、何度も実家の両親に会いに富山県や福井県経由で小松市に行きました。富山県や福井県にも方言がありまして、意味がわからない言葉が沢山ありますが共通している方言もあります。飛騨にも故郷と共通する方言があることがわかり、ますます飛騨が好きになりました。

最後に加賀弁で……

「えっぺ 助けてもろて ほんとに えとしげね。これからも そくさいに おって くれまっしんね。(たくさん、助けていただいて本当にありがとうございます。これからも元気でいてください。)」

それでは、公益社団法人飛騨法人会の益々のご発展と会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念しまして結びにさせていただきます。



「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました (平成26年4月1日以降作成されるものに適用されます)

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、**平成26年4月1日以降**に作成されるものについては、受取金額が**5万円未満**のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額(以下「消費税額等」といいます。)が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署(電話相談センター)へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー(よくある税の質問)もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の 印紙税の軽減措置の延長及び拡充等

平成25年4月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

I 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の延長及び拡充

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」については、**平成25年4月1日から、平成30年3月31日までに**作成されるものについて、印紙税の軽減措置が適用されます。

また、**平成26年4月1日以降**作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

※ これまでは、平成 9年4月1日から平成25年3月31日までに作成されるこれらの契約書について軽減措置の対象とされてきました。

1 軽減措置の概要

軽減措置の対象となる契約書は、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」のうち、以下のものです。

契約書作成年月日	契 約 書	記載された契約金額
平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日	不動産譲渡契約書	1 千万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	
平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	不動産譲渡契約書	10 万円を超えるもの
	建設工事請負契約書	100 万円を超えるもの

(注)契約金額が上記の金額以下のものは、軽減措置の対象となりません。

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本 則 税 率	軽減後の税率	参 考(軽減額)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万5千円	5千円(25%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	4万5千円	1万5千円(25%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円	2万円(20%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円	2万円(10%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円	4万円(10%軽減)
50億円超		60万円	54万円	6万円(10%軽減)

3 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本 則 税 率	軽減後の税率	参 考(軽減額)
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
10万円超	50万円以下	400円	200円	200円(50%軽減)
50万円超	100万円以下	1千円	500円	500円(50%軽減)
100万円超	500万円以下	2千円	1千円	1千円(50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円(50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円(50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円(50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円(40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円(20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円(20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円(20%軽減)

4 軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「不動産譲渡契約書」とは、印紙税法別表第一第1号の物件名の欄1に掲げる「不動産の譲渡に関する契約書」をいいます。

なお、不動産の譲渡に関する契約と同号に掲げる他の契約が併記された契約書も軽減措置の対象となります。

(例)建物の譲渡(契約金額4,000万円)と定期借地権の譲渡(契約金額2,000万円)に関する事項が記載された契約書

- この契約書に記載された契約金額は6,000万円(建物の契約金額4,000万円+定期借地権の契約金額2,000万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

5 軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」の範囲

軽減措置の対象となる「建設工事請負契約書」とは、印紙税法別表第一第2号に掲げる「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものをいいます。

なお、建設工事の請負に係る契約に基づき作成される契約書であれば、その契約書に建設工事以外の請負に係る事項が併記されていても軽減措置の対象となります。

(例)建物建設工事の請負(契約金額5,000万円)と建物設計の請負(契約金額100万円)に関する事項が記載された契約書

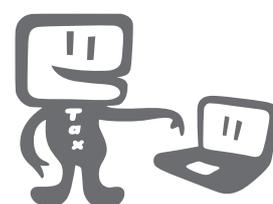
- この契約書に記載された契約金額は5,100万円(建物建設工事の契約金額5,000万円+設計の請負金額100万円)ですから、印紙税額は4万5千円(平成26年4月1日以降に作成した場合は3万円)となります。

《注》 建設工事とは、建設業法第2条に規定する土木建築に関する工事の全般をいいます。

したがって、建設工事に該当しない、建物の設計、建設機械等の保守、船舶の建造又は家具・機械等の製作若しくは修理等のみを定める請負契約書は、軽減措置の対象とはなりません。



この社会あなたの税がいきている



収入印紙の交換と印紙税の還付について

- 収入印紙を現金に交換することはできません。
- 貼り付けた部分を切り取ったり、用紙からはがしたりしたものは交換や還付を受けられません。

収入印紙の交換

郵便局では、未使用の収入印紙や白紙又は封筒等に貼り付けられた収入印紙と他の収入印紙との交換を行っていますので、これらの収入印紙を郵便局へご持参の上、ご相談ください。

なお、交換の際には1枚につき5円の交換手数料(10円未満の収入印紙についてはその半額)が必要となります。

【交換の対象となるもの】

① 未使用の収入印紙

汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象となりません。

② 次のような客観的に見て明らかに印紙税の課税文書でないものに貼り付けた収入印紙

・白紙又は封筒

・行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書
(登記申請書や旅券(パスポート)引換書など)

租税や国の歳入金納付に用いられたものは交換の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

印紙税の還付

税務署では、契約書や領収書などの印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼り付けてしまったような場合には、過誤納金として還付を行っていますので、収入印紙が貼り付けられた文書を税務署(法人課税部門(間接諸税担当))へご持参の上、ご相談ください。

【還付の対象となるもの】

① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼り付けた収入印紙が過大となっているもの

② 委任契約書などの課税文書に該当しない文書を課税文書と誤認して収入印紙を貼り付けてしまったもの

③ 課税文書の用紙に収入印紙を貼り付けたものの、使用する見込みのなくなったもの

契約書を作成した後にその契約が解除・取消されたものや、既に交付された領収書、手形などは還付の対象となりません。

※ 高額な収入印紙については、一旦お預かりする場合があります。

住宅税制

- 消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅税制について以下のとおり所要の措置を講じます。
 - ・ 住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに、認定住宅(認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充します。
また、特定の増改築等(省エネ改修工事・バリアフリー改修工事)を行った場合の住宅ローン減税について、最大控除額を62.5万円に拡充します。
 - ・ 自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税を拡充します。

■ 住宅取得対策

<住宅ローン減税の改正>

【一般の住宅】

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1-26.3	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
26.4-29.12	<u>4,000万円</u>	1.0%	40万円	<u>400万円</u>

【認定住宅(認定長期優良住宅、認定低炭素住宅)】

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1-26.3	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
26.4-29.12	<u>5,000万円</u>	1.0%	50万円	<u>500万円</u>

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅(又は認定住宅)の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

<自己資金により住宅の取得をした場合の特例措置の改正>

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
26.4-29.12	認定長期優良住宅 <u>認定低炭素住宅</u>	<u>650万円</u>	10%	<u>65万円</u>

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額及び控除限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

■ 住宅リフォーム対策

<住宅ローン減税の改正>

居住年	特定増改築等限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
	その他の借入限度額	控除率		
26.1-26.3	200万円	2.0%	4万円	60万円
	800万円	1.0%	8万円	
26.4-29.12	250万円	2.0%	5万円	62.5万円
	750万円	1.0%	7.5万円	

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、特定の増改築等に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における特定増改築等限度額及び控除期間の最大控除額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

<自己資金により省エネ、バリアフリー、耐震リフォームをした場合の減税措置の改正>

【省エネ改修工事】

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	200(300)万円	10%	20(30)万円
26.4-29.12	250(350)万円	10%	25(35)万円

【バリアフリー改修工事】

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1-26.3	200万円	10%	20万円
26.4-29.12	200万円	10%	20万円

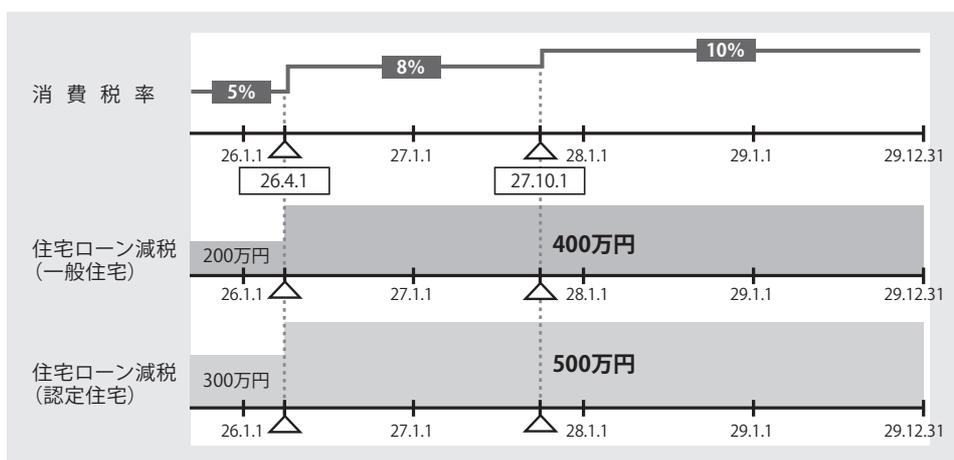
(注) ()内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額です。

【耐震改修工事】

工事完了年	工事限度額	控除率	控除限度額
26.1-26.3	200万円	10%	20万円
26.4-29.12	250万円	10%	25万円

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、省エネ改修工事(又はバリアフリー改修工事、耐震改修工事)に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における工事限度額及び控除限度額は平成26年3月までの欄の金額となります(バリアフリー改修工事については、工事限度額150万円、控除限度額15万円となります。)

住宅ローン減税改正のイメージ



消費税法改正等のお知らせ

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられました。

引上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8パーセントになります。

国税庁ホームページでは、特集ページを設けて消費税法の改正内容等をお知らせしています。この特集ページでは、改正消費税法の内容を盛り込んだリーフレットや経過措置のQ&Aなどを掲載しています。

また、事業者の方が値札などで価格を表示する場合に「税抜価格」で行うことができる「総額表示義務の特例」についても、事例集により分かりやすく説明しています。

特集ページは、国税庁ホームページのトップページにある「トピックス」の「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」又は次のURLからご覧いただけますので、是非ご利用ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【掲載場所：国税庁ホームページ】

ホーム ⇒ (トピックス欄)「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」

URL

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

国税庁

NATIONAL TAX AGENCY

[ホームページの使い方](#) | [サイトマップ](#) | [ご意見・ご要望](#) | [メールマガジン](#)

ホーム

税について調べる

申告・納税手続

活動報告・発表・統計

国税庁概要・採用

調達・その他の情報

▶ 新着情報

▶ 訪問者別に調べる

▶ 税目別に調べる

所得税	法人税
源泉所得税	消費税
譲渡所得	印紙税
相続税	酒税
贈与税	

▶パンフレット・手引き

▶税法・通達等・質疑応答事例

▶申請・届出様式

▶タックスアンサー

▶確定申告書等作成コーナー

▶国税電子申告・納税システム (e-Tax)

税理士の方へのお知らせ

国税局・税務署を調べる

札幌 | 仙台 | 関東信越 | 東京 | 金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島 | 高松 | 福岡 | 熊本 | 沖縄

平成25年分

確定申告 特集

- 東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ
- 東日本大震災への対応 (首相官邸ホームページ)
- 「納税環境整備に関する国税通則法等の改正」について

トピックス トピックス一覧

- ▶ 災害(地震、風水害、雪害等)により被害を受けた皆様へ
- ▶ 福島県下12市町村に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の申請
- ▶ 復興特別所得税の記載遅れにご注意ください(個人の納税者)
- ▶ 消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)
- ▶ 税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意ください(重要)
- ▶ 架空の投資話による詐欺事件にご注意ください(偽造された税印などが押なつされた株券等について)
- ▶ 平成25年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ
- ▶ 平成26年1月6日以降、e-Taxを利用する場合は、新たなルート証明書の追加インストールが必要です(重要)
- ▶ 相続税法における民法第900条第4号ただし書前段の取扱いについて(平成25年9月4日付最高裁判所の決定を受けた対応)
- ▶ NISAに関する情報
- ▶ 「上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置の廃止」などについて
- ▶ 「相父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」などについて
- ▶ 仙台国税局管内の平成24年分の評価倍率表の訂正について
- ▶ 平成25年7月から、納税証明書交付請求時の本人確認方法等が変わります

ご紹介します ▶▶▶

税の役割と税務署の仕事

国税庁
新着情報
メールマガジン

国税庁概要・採用

- ▶ 国税庁の紹介
- ▶ 採用案内
- ▶ 所管待民法法人
- ▶ 税務大学院
- ▶ 国税不服審判所

活動報告・発表・統計

- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国税庁の実績の評価
- ▶ 国税庁レポート
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 報道発表資料
- ▶ 統計情報

申告・納税手続

- ▶ 税務手続の案内
- ▶ 事前照会に対する文書回答
- ▶ 所管法令 (e-Gov)
- ▶ 認定NPO法人制度

調達・その他の情報

- ▶ 調達情報・公示情報
- ▶ 国際業務関係情報
- ▶ 情報公開・個人情報保護
- ▶ 税理士関係情報
- ▶ お知らせ

休憩室

「どっぷり、アート・トイの世界」

飛驒高山 留之助商店 本店

店主 中子 真治

「ハイブrou」ってという言葉をご存知ですか。「知識人」とか「教養人」とか「インテリぶる人」のことをいいます。「知的で教養のある」とか「インテリ向きの」という形容詞的な使われ方もします。その対象語は「ロウブrou」です。

芸術の世界には「ハイブrou・アート」というジャンルがありますが、簡単にいえば「知的な芸術」のことであり「芸術論や美術史とともに語られる権威お墨付きの絵画や彫刻」を指します。由緒ある美術館の、警備員がいたり、監視カメラが設置された厳かな雰囲気の中で展示される著名な作品のことです。

一方「ロウブrou・アート」とは、直訳すれば「低俗な芸術」。漫画やイラストやグラフィティ（落書き）のことを指します。おもに“好き”か“嫌い”かの感情で評価される作品。お気楽で偉ぶらない庶民的な芸術とでもいえるでしょう。もちろん私はロウブrou・アートとその作者、ロウブrou・アーティストたちの熱烈な支持者です。



グラフィティで埋めつくされたローマの地下鉄

そもそも芸術にそういうジャンルがあることを知ったのは、いまから8年前、サンディエゴで開催されたアートの見本市会場でのこと。古き良き時代のアメリカの漫画映画に出て来そうなどか懐かしい、子ども向けというにはいささか奇抜なデザインのソフトビニール製フィギュアと、その作者夫妻に出会った時のことでした。

夫君はブランド・ピーターズといい、フロリダのデザイン・ワールドで施設のデザインやアトラクションの背景画を描く独学の画家。片や奥方のキャシー・オリヴァスは南フロリダ大学の美術学科で教鞭を執る美術教師。ふたりは自作のキャラクターを新興のオモチャメーカーに売り込み、商品化してもらったのだとうれしそうに語ってくれました。その時の会話で「ロウブrou・アート」という聞き慣れない言葉を耳にしたのです。

ちょうどそのころ、欧米ではこども向けのオモチャではなく、おとなのために企



ブランド・ピーターズ

画された「アート・トイ」が注目されはじめていました。ソフトビニールやプラスチックを材料にマスプロデュース（量産）された手頃で独創的なデザインの立体ロウブrou・アート。これなら私でも買って楽しめると思いついたが吉日、地元で日本初のアート・トイ専門店“飛驒高山 留之助商店 本店”を立ち上げることに決めたのです。

お店をやれば好きなオモチャが卸値で買えてしまう。人より安くアート・トイがコレクションできる。世界のロウブrou・アーティストとも仲良くなれる。そんな横しまな考えが原動力(?)となり、ニューヨークやロサンゼルスにある専門メーカーを直接訪ねて特約店契



キャシー・オリヴァス

約を結びました。またそれが信用となってイギリス、フランス、香港のメーカーとも取り引きでき

るようになりました。

量産品とはいっても、多くて1,000個ぐらい。ふつうは100～300個、時には100個以下に生産数が抑えられるアート・トイ。これは値崩れや乱売を避け、アートとしての一定の価値を保つための手法で、どのメーカーも取引先の選定にはことのほか慎重です。世界的なアート・トイ・ブームの到来前、いい時期に参入を果たした留之助商店はネットの恩恵もあって、日本のオンリーワン・ショップ、アジアでも有数のアート・トイ専門店といわれるようになりました。

作品展を開催するというブランドとキャシー夫妻をニューヨークに訪ねました。2009年のこと、3年ぶりの再会です。すでに数種類のアート・トイを発表し、不動の人気を得ていた彼らの展覧会は、新作フィギュアをはじめ、手作りのワンオフ（1点もの）作品や絵画も飾られて、ギャラリーから人が溢れ出すほどの盛況ぶり。そこでふたりに耳打ちしたのです。「日本でも展覧会をやろうよ」と。



日下部民藝館の展示風景

話はトントン拍子に進み、2年後の開催を目指して準備をはじめました。当初は東京の貸しギャラリーを使おうと考えましたが、ブランドやキャシーの幻想的なキャラクターたちを展示するには、ありふれた場所では面白くないと思うようになりました。そう、地元飛驒高山の旧家「日下部民藝館」のような、江戸時代の建築様式をそのままとどめる歴史ある空間に彼らの作品を並べたら、さぞかしユニークな催しになるにちがいない。館主、日下部勝氏から施設の使用についてふたつ返事でご了解いただき、由緒ある町家を釘を1本も使わずに期間限定の美術館に改装して、2011年の春、その名も『モンスターズ・アンド・ミスフィッツ』展の開催に漕ぎ着けたのでした。

記念すべき第1回目の展覧会は、残念なことに東日本大震災直後の開催となったため、アーティスト

の来日は叶わず、オープニング・レセプションなども自粛して、ひっそりと運営されました。



アマンダ・スピード作のヌイグルミ

けれどもネットを介して作品を閲覧購入できるオンライン・プレビュー・ページへ世界中からアクセスが殺到し、数日で作品が完売する成功をおさめ、翌2012年の同じ時期に第2回目を開催することが即座に決まりました。

パート2はブランドとキャシーに加え、新たに3名の売れっ子アーティストが参加してスケールも拡大。国内はもとより海外からもファンが駆けつけて、展覧会は盛況を極めました。また世界のアート系メディアで絶賛され、本展のタイトル『モンスターズ・アンド・ミスフィッツ』はアート・トイ・コレクター垂涎のイベントとなったのです。そして昨年秋、さらにスケールアップした総勢9名のアーティストによる展示作品100点を越すパート3を成功させて、ひとまず今年はお休みさせていただくことにしました。

というのもブランドやキャシーをはじめ、国内外の人気アーティストとコラボしてオリジナル・アート・トイを企画製作するメーカー業に乗り出したからです。すでに10種類以上のソフトビニール製フィギュアをプロデュースし、国内はもとより世界中のコレクターに販売しています。現在、新作8点を準備中でもあります。

そうそう、いい忘れましたが、留之助商店は私をフォローしてくれる元気な店長の榎本龍彦君とたったふたりで運営している世界一小さなショップ兼メーカーなのです。お金儲けに走らず、自分の趣味嗜好を第一に、無理せずやりたいことをやる。そうすればだれも真似できない個性的な店でいられるというのが私の信条なのです。還暦を過ぎてもお、オモチャと遊ぶ幸せを満喫しています。



ニューヨーク在の日本人画家
カケダ・アヤのフィギュアの原型

事業所訪問

株式会社 高橋商店

概

要

代表者：代表取締役 劔田 豊
所在地：本社：高山市総和町2-32
松本工場：高山市松本町232-8
三川工場：高山市国府町三川220
設立：昭和24年4月10日
従業員数：約20名(パート3名含む)
事業内容：製紙・製鋼原料加工業

対

談

ききて 本日はよろしくお願ひ致します。始めに会社の沿革などをお聞かせ下さい。

社長 昭和24年に、高橋喜太郎氏が富山から高山へ移住され、高橋商店を創業しました。創業後7年ほどで高橋さんが病気でお亡くなりになり、私の祖父が富山から高山へ移住して事業を引き継ぎました。

ききて 社長様のお名前と、社名が異なるのはそこに起因するのですね。

社長 はい、祖父の劔田豊市は、事業を引き継いで以降、昭和46年に株式会社として法人化する際にも、高橋さんの遺志を引き継ぐ意味で社名を変えることはありませんでした。

ききて 社長様はいつから現職にお就きでしょうか？

社長 私は平成22年から現職です。29歳で就任しました。祖父が平成4年に他界して、父である劔田廣喜が社長に就任



社長 劔田 豊民

していましたが、私は自分が将来的に事業を引継いでいくのか、悩んでおりました。父から

は、22歳を節目として方向性を決めれば良いと言われていましたが、約束の22歳のとき、先々代から受け継がれてきた事業への思いを踏まえて、これを引継いでいきたいと決意を固めました。

23歳から大阪・東京で製鋼原料商社の営業として3年間働き、その後、横浜にある原料問屋で2年間、徹底的に現場を修行させていただきました。元来、身体を動かすことが好きでしたので、朝から深夜にかけての現場勤務など、この頃の経験は身になると同時に良い思い出となっています。

ききて 経験を積んで高山へ戻られ、若くして社長に就任された印象ですが、戸惑いなどはございましたか？

社長 はい、27歳の3月に高山へ戻り、当初は専務として事業に取り組みました。専務としての2年間を掛けて父から社長としての引継ぎを受けましたので、29歳で社長に就任しましたが、戸惑いはありませんでした。

ききて 御社の事業である製紙・製鋼原料の加工業とは、具体的にはどのような事業内容になるのでしょうか？

社長 いわゆる再生資源のリサイクル業として、古紙と鉄屑を扱っています。再生資源を回収し、選別して原料へと加工する事業です。古紙は、回収して手作業で選別し、大きな



創業当時の写真



松本工場

キューブ状にプレスして、製紙メーカーへ納品します。収めた原料は、溶かされてティッシュペーパーや段ボール紙などへと再生されていきます。

鉄屑は、回収してから非鉄金属などを分別し、薄いものはプレスしてキューブ状に加工します。建設現場などから出る大きな鉄鋼資材については切断加工し、これらの加工した製鋼原料を製鉄メーカーに納品します。

ききて 加工した原料の納品先は国内メーカーになるのでしょうか？

社長 国内メーカーには限定されません。資源原料については市場価格がございまして、市場価格に応じて国内メーカーあるいは商社を経由して海外へ納品するといったかたちで対応しています。

ききて 現在、「エコステーション」という新たな取り組みをしておられます。どのような経緯から発案され、取り組まれたかをお聞かせください。

社長 はい、現在はスーパー「駿河屋」様の「アスモ店」様と、「古川店」様の2ヶ所に設置させていただいております。古紙の回収をさせていただくなかで、古紙は行政による定期的な回収がなく、拠点集積も日曜日に限定されていることから、いつでも古紙を出せる場所があればという、お客様の声を聞きました。確かに、そうした場所があれば便利になると感じたことから、皆さんが日々の生活のなかで、必ず立ち寄られる場所にそうした回収場所があれば便利になると考え、皆さんが日常的に立ち寄られるスーパーの敷地に、そうした場所を設けられないも

のかと考えました。幸い、現在設置させていただいている駿河屋様に、私



どもの考えをご相談しましたところ、快く設置にご協力をいただけることになりました。

そのうえで、利用者の皆様にメリットを感じていただけるよう、駿河屋様の「マイカード」と提携させていただき、ポイントを蓄積できるシステムを開発致しました。おかげさまで、予想以上の反響をいただき、スーパー様との提携という取り組みが専門誌でも取り上げられました。公立学校主体の廃品回収の妨げにならないよう、持ち込まれた利用者様の選択によって、マイカードのポイントを教育委員会へ寄付できるシステムも導入していて、昨年は実績で32,169円が寄付されました。

ききて 利用者の利便性向上と、資源の再生、地域貢献という多面的に有効な仕組みとして機能していることが伺えます。今後はどのような展開を検討しておられるのでしょうか？

社長 はい、「エコステーション」については、設置場所を増やしていけるよう、自社で取り組んでいくほか、全国の同業者様へ、「エコステーション」のシステムをご提案し、輪を広げていきたいと考えております。

循環型社会の一翼を担う者として、皆様のお役に立てる会社であることが、私どもの存在意義だと考えています。これからも皆様のお役に立てるよう、知恵を絞り、努力していきたいと考えております。

ききて 循環型社会の形成に向けた、御社の柔軟で多面的な取り組みに期待が集まりますね。本日はご多忙な折、誠に有難うございました。

(ききて・かきて 長瀬)



「エコステーションたかはし」とその内部



高山南支部 春のおんたけ祭り ～春のおんたけを遊びつくせ～

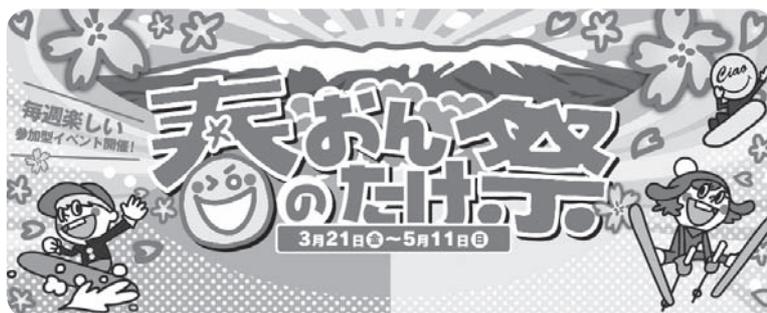
まだまだ、高根町のチャオ御岳スノーリゾートは、スキーシーズン真っ最中! ゴールデンウィークも楽しめます。

チャオでは、春のおんたけ祭と題して、いろいろなイベントを開催いたします。たとえば、「C級グルメat Ciao!」と題して、チャオのセンターハウス前のデッキで、ビアガーデンを開催。オリジナルのC級グルメを、自信を持ってご提供いたします。<牧場のフランクやホットドッグ、ガーリックシュリンプにタコスなど、盛りだくさんのメニューでおもてなし!>

また、スピードマスターズでは、ゴール直前の時速を計測しナンバーワンを決めるゲームを行います。ぜひ、ナンバーワンを目指してご参加ください。そのほかにも、スペシャルレッスン会やFIS大会、アウトレット市なども開催予定!

春のチャオ御岳スノーリゾートは、穏やかな日差しの中、雪遊びが楽しめる飛驒唯一のスキー場となります。ぜひぜひ、遊びに来てください。

※予定が変更となる場合がございます。チャオのホームページもご覧ください。 (松下 記)



金山支部 ～ギフチョウの里～ ひだ金山清流マラソン 開催

3月9日(日)快晴のもと、金山町リバーサイドスタジアムを発着点に、下呂市などの主催により「第38回～ギフチョウの里～ひだ金山清流マラソン」が開催されました。

当日は、下呂市内を中心に県内外から参加の約670名の市民ランナーが、ハーフ、5キロ、2キロの3コースでそれぞれ健脚を競い合い爽やかな汗を流しました。毎年参加の常連ランナーも多く、レースに先立って行われた開会式では、今年は連続出場30回2名、20回1名に市長より表彰状が授与されました。



このマラソンは、特に市外からの参加者に対して、地元をPRする絶好の機会です。しかしながら、毎年参加のランナーがみえる一方で参加人数は減少傾向にあります。温泉はじめ歴史や文化、グルメなど多彩な観光資源に恵まれた地であり、今後とも大勢の市民ランナーに長く愛される大会となるよう様々な工夫が必要と思われまます。

(矢島 記)

神岡支部 我武者羅應援團(がむしゃらおうえんだん) 応援事業を開催!

神岡商工会議所青年部では、3月2日(日)、神岡町船津座において、「我武者羅應援團(がむしゃらおうえんだん) 応援事業」を開催しました。

当青年部は、全国的に「無気力」な若者が増加傾向にある中、若者がやりがいを持って仕事や地域活動に取り組むことが地域経済の活性化には必要不可欠であるという思いから、若い力で地域に元気と活力を生み出すような事業を実施しています。



今回の「我武者羅應援團」による応援事業では、平成19年に結成され「気合と本気の応援で世界を熱くする」という志のもと、TV等にも出演しながら、独自の応援を繰り広げるプロの応援団「我武者羅應援團」に来ていただき、中高生をはじめとする神岡町民を応援していただきました。この「我武者羅應援團」の応援をきっかけに、神岡町の若者に今一度将来について真剣に考え、何か一生懸命やりたくなるという気持ちをもっていただければと思っております。また我々青年部自身も国や地域の未来を他人事と思う事なく、現状から目をそらさず、一步一步前へ進んで行く事が必要であると学ぶ事ができました。(追分 記)

小坂支部 春です。滝です。炭酸泉です。今年の小坂は一味違う。

長かった冬の眠りから覚め草木が芽吹く春の訪れとともに、地元飛騨小坂をこよなく愛する元気な小坂人達の活動も活性化します。

今年の春から夏、おすすめはなんと言っても「小坂の炭酸泉めぐり」。400年以上の歴史を持つ地元の下島(したじま)温泉、湯屋温泉の旅館、日帰り温泉施設の女将さんたちが中心となって、全国的にも珍しい高濃度炭酸泉の小坂温泉郷のキャンペーンを行います。今回



は各施設の特色ある泉質を日帰りで楽しんでいただこうと、4月13日、5月6日、6月15日、7月6日に一斉営業。料金は大人(中学生以上)1人1回500円の特別料金で各入浴施設を開放します。

一般に高濃度炭酸泉とは1000ppm以上、温泉効果も十分期待できます。また飛騨小坂の炭酸泉は、入浴はもちろん、サイダーのような源泉を味わう飲泉療法や、湯豆腐、鉱泉粥、鉱泉しゃぶしゃぶなどお料理でも楽しんでいただけます。

最後に小坂といえば滝。2月環境省の第9回エコツーリズム大賞でも優秀賞を収めた滝めぐりも4月には本格オープンします。4月13日には滝開き、27日には花もまつりと、春からはイベントがめじろ押し。どうぞ元気いっぱいの小坂へお出かけください。(小林 記)

県下法人会運営研究会

平成26年2月5日 於 岐阜グランドホテル

第34回岐阜県下法人会運営研究会が名古屋国税局課税第二部長 松山清人氏、法人課税課長 蒲生貞一氏をはじめ多数の来賓を迎え、会員を含め140名で開催された。(飛驒法人会からは10名が出席)



研究発表は3単位会。それぞれの単位会の現状、今後の方向性などについて研究、発表があった。

一般社団法人 大垣法人会 「会員増強活動と組織(支部活動)の充実」

一般社団法人 中濃法人会 「実施した公益事業のおもな事例紹介」

一般社団法人 中津川法人会 「一般社団法人認可後の

中津川法人会の進むべき方向性を考える」

研究発表後には、来賓の名古屋国税局課税第二部長 松山清人氏による「新興国 インドネシアの税制～日本との比較～」を演題とした講演会、参加者全員による懇談会を行い成功裏に幕を閉じた。



なお、運営研究会前の県連理事会において、堀江博海県連会長の辞任を受け、新たに大松利幸氏の県連会長が承認された。

東海法人会連合会大会

平成26年3月4日 於 ホテルセンチュリー静岡



第68回大会が静岡県連の主管で開催された。

来賓 名古屋国税局長 富永 哲夫 氏
静岡県副知事 大須賀 淑郎 氏
はじめ24名

会 員 東海4県から365名が参加

国歌斉唱に続き、主催者、来賓の挨拶後、「より徹底した行・財政改革の断行を求めるとともに、希望の持てる日本の将来に向けて、税制を中心にした政策を厳しくチェックし、時にはタイムリーにバックアップしながら、活力ある社会を築いていくための活動を続けていかなければならない。」との大会宣言が行われた。

活動研究発表は3法人会。

- ・公益社団法人 名古屋中法人会 「地域とともに歩む法人会」
～次世代につなぐ幹を育てよう～
- ・一般社団法人 名古屋西法人会 「法人会の知名度アップと組織の活性化をめざして」
～会員企業による産業交流イベント事業～
- ・一般社団法人 岳南法人会 「富士山のすそ野に広がる社会貢献」
～未来に放つ三本の矢～



青年部会・女性部会だより

租税教室特集

平成25年度は、法人会全支部の青年部会、女性部会で小学校11校15クラス、中学校1校1クラス合計518名の児童、生徒に、租税教室を行いました。

講師は20名。中には、租税教室用にグッズを自分で作成する講師や、講師歴3年目…という講師も。

3月27日には高山税務署の笠井法人第一統括官の租税教室を青年部会員が生徒の立場になって受講する、という新しい試みも行われおおいに盛り上がり来年の参考になりました。26年度は中学校への租税教室を増やし、さらに意欲的に取り組んでいく予定です。



平成25年度開催校

下呂市立馬瀬小学校	9名(萩原支部)
飛驒市立古川小学校	109名(古川支部)
飛驒市立神岡小学校	62名(神岡支部)
下呂市立金山小学校	20名(金山支部)
下呂市立小坂小学校	30名(小坂支部)
高山市立東小学校	90名(高山支部・女性部会)

下呂市立馬瀬中学校	13名(萩原支部)
高山市立上宝小学校	12名(上宝支部)
高山市立清見小学校	27名(女性部会)
高山市立宮小学校	34名(女性部会)
下呂市立下呂小学校	76名(下呂支部)
高山市立久々野小学校	36名(高山南支部)

全法連主催「税に関する絵はがきコンクール」の作品も租税教室の開催と同時に募集し10校から444枚の応募がありました。

優秀賞の作品は以下の方々です。

	学 校 名	氏 名
最優秀賞(県へ通達)	高山市立久々野小学校	岩 佐 美 咲
優 秀 賞	高山市立東小学校	谷 口 織 姫 奈
	高山市立宮小学校	黒 木 玲 名
	高山市立清見小学校	中 谷 あ す 花
	高山市立栃尾小学校	小 瀬 四 葉
	下呂市立下呂小学校	中 嶋 凌
	下呂市立小坂小学校	清 原 ひ よ 里
	下呂市立馬瀬小学校	杉 本 優 奈
	飛驒市立古川小学校	野 村 も も こ
	飛驒市立神岡小学校	多 田 玲 花



事務局にて優秀賞の審査



色とりどりの絵はがき



久々野小学校の岩佐美咲さんの表彰
岩佐さんの作品は全法連女連協会会長賞に輝きました!



高山信用金庫三福寺支店にて絵はがき展示
また、高山信用金庫小坂支店
小坂ひめしゃがの湯でも展示されました。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命

岐阜支社/岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU AIU保険会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16(大同生命広瀬ビル7F)
TEL 058-262-4771



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。

投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

積極策で閉塞感を払拭する

高山市 M.M

4月1日より消費税5%から8%～10%時代がやってくる。政府の財政再建に向けた取り組みは、やむを得ない方針とはいえ消費税転化が難しいと言われる中小企業。大きな負担が申し掛かり、破綻の道を歩む企業の続出が懸念される。心配されるのは消費税増税に加え円安と大手企業の給与アップによる物価上昇である。

平成25年度の確定申告も終り、中小零細企業の経営は、所得は出ていてもキャッシュフローベースでは、多くの企業が赤字である。景気回復まで、「企業の体力」がもてば良いのだが只々心配である。20年に及ぶデフレ経済を放置した政治の「ツケ」は大きい。

本格的な景気回復には、生産性を生み出す企業の経営活動に頼るしか方策はない。日本の国内経済事情から法人税率の低減に伴い所得税、相続税の増税も後に控えている。そのうえ金融庁は、金融機関の統合を進めようとしている。この金融庁の姿勢は中小企業融資にどんな影響を与えるのかも懸念材料である。下手をすると今より凄い体力消耗戦時代がやってくるのではないかと不安も。

日本がデフレ経済から本格的に脱出し、景気回復を計るには「国民の貯蓄が国の債務残高を上回っている間に超長期(80年～100年)国債により、年々の国債費を圧縮し財政の立直しを柱とする政策を取るべきだ」とする学者の意見を目にしたことがある。

アベノミクスに言う「財政出動、金融緩和、成長戦略」に増税策+超長期国債発行による歳出カット等を加えた積極姿勢が必要ではないか。

中小企業経営においても同様である。企業が生き残るためには、それぞれの企業が研究開発と市場開発を積極化させ、社員力と組織力を高めて、消費者に受け入れられる政策を打ち出し、体力消耗戦から脱出することが必要ではないか。

税について考える

下呂市 20代 会社員

3月までは日に1度は「消費税」という単語を目に、あるいは耳にしたように感じるほど、「税」が大きな話題であった。普段なにげなく納めている「税」というものを実感したように思う。

いよいよ、この4月から消費税が8%となり、平成27年には10%まで引き上げられるのだという。段階的というが、合わせて5%も引き上げられるのだと考えると、何か買い残しはないかと考えてしまう。

世の中にはこれを機会に大きな買い物をしたという人があるという。それは家電や車にとどまらず、家を建てたという人もいるのだと聞くと、日本の経済が上向いてきた証なのだろうかと思う。

そのためか、この春はアベノミクス効果なのか、春闘で給料や賞与が増額となった会社があるのだという。日本の経済は確実に回復しているという事なのだろう。

しかし、まだまだ私の住む地域では実感は少ない。シャッターが閉まったままの商店街や高齢者ばかりの地区も増える一方である。そうした対策のために、今回の増税があるのであれば、私は自分の住む地域まで元気を取り戻す事を期待し、この増税に賛成したい。

今後はただ納めるだけの税金ではなく、何に使うための税金かという点にも着目し、正しく納税していきたい。

事務局だより

公益社団法人に変わり一年が経過しました。第2回総会の日程が決定いたしました。後日おはがきにて改めてご案内いたしますが、たくさんの方のご参加をお待ちしております。

第2回 (公社)飛驒法人会定時総会

と き 平成26年5月26日(月)
午後4時から

ところ 高山グリーンホテル



昨年の総会の様子

編集後記

ピカピカの新入社員の姿が新鮮なこの頃です。増税の話ばかりかと思ったら、「受取書に係る非課税範囲の拡大」「印紙税の軽減措置の延期及び拡充」など軽減の記事もあります。税務署からのお知らせ欄のご一読を参考になるとと思います。

税務署長 井家益光さんの、「飛驒の方言、加賀の方言」は「雪またじ」に始まり、「さんによ」に至るまで加賀の言葉と同じような方言が幾つかあり、興味深く読めます。

今年も青年部会と女性部会主催の小学校11校15クラス、中学校1校1クラスの合計518名の児童生徒が受講しました。素晴らしく効果的な教育と確信します。ぜひとも今後も継続して行ってほしいものです。

「ハイブrou・アート」「ロウブrou・アート」の違いが休憩室を読みますと解ります。「アート・トイ」についても。

神岡支部より、我武者羅應援團(がむしゃらおうえんだん)応援事業を開催、一步一步まえへ進んで行くことが必要とのこと。(M.N)

消費税期限内納付推進運動実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。

- 消費税は消費者からの預かり金格的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

消費税には申告・納付期限^{※1}があります。

申告・納付にはe-Tax^{※2}が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※3}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※3}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回)

※1 法人は課税期間終了の日(決算期)翌月末日迄、個人事業者は毎年1月31日迄(年末に申告書の提出と納付を行う必要がある)です。
※2 確定消費税をまだない非課税もいいます。

法人会

平成26年4月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄 矢島俊彦 説田三郎 青木秀幸 新井 雅 松下松寿
村坂壽紀 追分英輔 中田昭彦 住 宏夫 高橋厚生 長瀬栄二郎
北村教子 山下和子 松井多美子 倉坪千佳子